

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 7     | 軽自動車税(種別割)関連事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、軽自動車税(種別割)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にとりこんでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

交野市長

## 公表日

令和3年7月20日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務               |  |
|------------------------------------|--|
| ①事務の名称                             | 軽自動車税(種別割)関係事務   |
| ②事務の概要                             | <p>軽自動車税(種別割)は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行い、納付書を送付する。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入・転入・譲受けるなどした場合(登録)、解体・譲渡・盗難などにより所有しなくなった場合(廃車)は、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸支局へ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関しては当該市町村へそれぞれ申告が行われる。当該市町村では、申告に基づき(軽自動車検査協会、運輸支局からは申告情報の提供を受け)軽自動車税(種別割)課税台帳への登録・抹消等事務を行い、これを適正に管理する。</p> <p>生活保護法により扶助を受ける者、障害者及び福祉目的の構造車両・公益車両所有者、天災被害等を受けた軽自動車等の所有者については、申請により一定の要件のもと、軽自動車税(種別割)の減免を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の業務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第442条の2、第445条)<br/>②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)<br/>③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。<br/>④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条、交野市税条例第99条)<br/>⑤納税者(減免申請者)に対し、減免通知書及び納税証明書を送付する。<br/>⑥減免の可否及び賦課について他課・他機関へ情報照会を行う。<br/>⑦納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。<br/>⑧納付額が課税額より多い場合は過納額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。<br/>⑨納税者からの納税証明書交付申請書の受領及び確認並びに納税証明書の交付を行う。<br/>⑩納税者からの納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。<br/>⑪督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p> |
| ③システムの名称                           | 軽自動車税(種別割)システム、滞納支援システム、収納管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                     |  |
| 軽自動車税(種別割)情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                         |  |
| 法令上の根拠                             | 番号法第9条第1項別表第一の16の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携           |  |
| ①実施の有無                             | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                            | 番号法第19条第8号 同法別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                  |  |
| ①部署                                | 市民部 税務室  |
| ②所属長の役職名                           | 税務室課長  |
| 6. 他の評価実施機関                        |  |
|                                    |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求             |  |
| 請求先                                | 交野市総務部総務課<br>〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号<br>問い合わせ先電話番号 072-892-0121(代)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ           |  |
| 連絡先                                | 交野市市民部税務室<br>〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号<br>問い合わせ先電話番号 072-892-0121(代)   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                             | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

